

政令

畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年十二月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百三十七号

畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）を実施するため、この政令を制定する。

畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「及び次条」を削り、「ものの数量」の下に（当該乳業工場で処理又は加工をされた後、他の乳業工場へ売買によらず搬出され、当該他の乳業工場で特定乳製品に加工された生乳の数量を含む。）を加える。

第六条を次のように改める。

第六條 削除

第十七条中「第六條後段」を削る。

附則

（施行期日）  
第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の第五条第二項の規定は、令和四年四月以後の月分の加工原料乳の数量の算出について適用し、同年三月以前の月分の加工原料乳の数量の算出については、なお従前の例による。

2 令和四年三月以前の月分のこの政令による改正前の第六條後段の規定による数量の通知については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）の項中「第六條後段」を削る。

総務大臣 金子 恭之  
農林水産大臣 金子原二郎  
内閣総理大臣 岸田 文雄

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年十二月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百三十八号

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四條第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二三六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 市町村長は、法第四條第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その犬の登録を消除することができる。

一 その犬又はその犬の所有者の所在が判明しない場合

二 その犬が本邦以外の地域に所在することが明らかなる場合

三 前二号に掲げる場合のほか、特別の事情があるため、その犬の登録を消除することが適当であると認める場合

附則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 後藤 茂之  
内閣総理大臣 岸田 文雄

健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年十二月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百三十九号

健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十條第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三條第二項中「平成三十三年三月から平成三十四年二月まで」を「令和三年三月から令和五年二月まで」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 後藤 茂之  
内閣総理大臣 岸田 文雄

最高裁判所規則

○最高裁判所規則第三号

少年審判規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月二十二日

少年審判規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則

（少年審判規則の一部改正）

第一条 少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「第三十三條」を「法第三十三條」に改め、同条第五項第二号中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に、及び第二十二條の二を「第二十二條の二、第六十二條第一項及び第六十四條」に改める。

第三条第一項第一号中「第二十四條第一項」の下に「及び第六十四條第一項」を加え、同条第二項第二号中「第二十條」を「第二十條第一項及び第六十二條第一項」に改める。

第四条第一項中「第十八條、第十九條第二項（第二十三條第三項において準用する場合を含む。）、第二十條、第二十三條第一項、第二十四條第一項、及び第二十七條の二第五項本文」を「第二十七條の二第五項本文並びに第六十四條第一項第三号」に改める。

第五条第一項中「から第二十二條まで」を「第十九條、第二十條第一項」に、「又は第二十四條第一項」を「第六十四條第一項」に改める。

第二十一條の二中「又は第二十條」を「第二十條第一項又は第六十二條第一項」に改める。

第二十二條中「準用する場合を含む。」の下に「以下この条において同じ。」を加え、「又は第二十條」を「第二十條第一項又は第六十二條第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の通知は、観護の措置をとり若しくはこれを変更した場合又は法第十七條第一項第二十條の措置がとられている事件については法第十九條第二項、第二十條第一項若しくは第六十二條第一項の決定をした場合において、少年に保護者及び付添人がないときは少年の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち少年の指定する者一人に、これを指定する者一人に、これをしなければならない。

3 第一項の通知は、観護の措置を取り消した場において、少年に保護者及び付添人がないときは、少年の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち適当と認める者に、これをしなければならない。

第二十二條の三中「第三十五條第一項本文」を「法第三十五條第一項本文」に改める。

第二十四條の見出し中「第二十條」を「第二十四條の二第一項中」に改める。

「第二十條第一項又は第六十二條第一項」を「第二十條第一項又は第六十二條第一項」に改める。

第三十五條の見出し及び第三十六條の見出し中「第二十四條」を「第二十四條等」に改める。

第三十七條の見出し中「第二十四條」を「第二十四條等」に改め、同条第一項中「第二十四條第一項第一号」の下に「又は第六十四條第一項第一号若しくは第二号」を加え、「同項第三号」

を「法第三十五條第一項本文」に改める。

を「法第二十四条第一項第三号又は第六十四条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第二十四条第一項第三号」の下に「又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号」を加え、「同項第二号」を「法第二十四条第一項第二号」に改め、「同項第三号」の下に「又は第六十四条第一項第三号」を加える。

第三十九条の見出し中「第二十四条」を「第二十四条等」に改める。

第五十四条中「準用する第三十三条」を「準用する法第三十三条」に改める。

（刑事訴訟規則の一部改正）

第二条 刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二百八十条の二第一項及び第二項中「若しくは第二十条」を「第二十条第一項若しくは第六十二条第一項」に改める。

第二百八十条の三第一項中「又は第二十条」を「第二十条第一項又は第六十二条第一項」に改める。

附則  
この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中少年審判規則第二十四条の二第二項の改正規定は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）の施行の日から施行する。

最高裁判所長官 大谷 直人

省

令

○厚生労働省令第九十六号  
雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条第一項第六号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十二日  
厚生労働大臣 後藤 茂之

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。  
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則 第十七条の二の五 第十五条第一号の両立支援等助成金として、第十六条第一項に規定するもののほか、令和四年一月一日から同年二月二十八日までの間における次項第一号イ又は口の有給休暇について、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を支給するものとする。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号イ又は口の有給休暇に係る者一人につき、前号イ又は口の事業主が支払った賃金の額に相当する額として雇用環境・均等局長の定める方法により算定した額（その額を当該賃金の支払の基礎と</p>	<p>附則 第十七条の二の五 第十五条第一号の両立支援等助成金として、第十六条第一項に規定するもののほか、令和三年八月一日から同年十二月三十一日までの間における次項第一号イ又は口の有給休暇について、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を支給するものとする。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号イ又は口の有給休暇に係る者一人につき、前号イ又は口の事業主が支払った賃金の額に相当する額として雇用環境・均等局長の定める方法により算定した額（その額を当該賃金の支払の基礎と</p>

なつた日数で除して得た額が、一万一千円（ただし、その雇用する被保険者に対して前号イ又は口の有給休暇を取得させた事業主が、当該有給休暇の期間の全部又は一部の期間において対象区域又は特措法第三十一条の四第一項に規定する新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る同項第二号に掲げる区域のうち雇用環境・均等局長が定める区域に所在する事業所を有する場合は、一万五千円）を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）

なつた日数で除して得た額が、一万三千五百円（ただし、その雇用する被保険者に対して前号イ又は口の有給休暇を取得させた事業主が、当該有給休暇の期間の全部又は一部の期間において対象区域又は特措法第三十一条の四第一項に規定する新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る同項第二号に掲げる区域のうち雇用環境・均等局長が定める区域に所在する事業所を有する場合は、一万五千円）を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）

省

令

○厚生労働省令第九十六号  
雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条第一項第六号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十二日  
厚生労働大臣 後藤 茂之

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。  
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則 第十七条の二の五 第十五条第一号の両立支援等助成金として、第十六条第一項に規定するもののほか、令和四年三月一日から同月三十一日までの間における次項第一号イ又は口の有給休暇について、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を支給するものとする。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号イ又は口の有給休暇に係る者一人につき、前号イ又は口の事業主が支払った賃金の額に相当する額として雇用環境・均等局長の定める方法により算定した額（その額を当該賃金の支払の基礎となつた日数で除して得た額が、九千円（ただし、その雇用する被保険者に対して前号イ又は口の有給休暇を取得させた事業主が、当該有給休暇の期間の全部又は一部の期間において対象区域又は特措法第三十一条の四第一項に規定する新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係</p>	<p>附則 第十七条の二の五 第十五条第一号の両立支援等助成金として、第十六条第一項に規定するもののほか、令和四年一月一日から同年二月二十八日までの間における次項第一号イ又は口の有給休暇について、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を支給するものとする。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号イ又は口の有給休暇に係る者一人につき、前号イ又は口の事業主が支払った賃金の額に相当する額として雇用環境・均等局長の定める方法により算定した額（その額を当該賃金の支払の基礎となつた日数で除して得た額が、一万一千円（ただし、その雇用する被保険者に対して前号イ又は口の有給休暇を取得させた事業主が、当該有給休暇の期間の全部又は一部の期間において対象区域又は特措法第三十一条の四第一項に規定する新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措</p>